

商工建設常任委員会資料

令和4年9月14日～

県土整備部

目 次

I 議 案

- 議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第3号） ----- P 1
- 議案第2号 令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号） P 5
- 議案第3号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 ----- P 6
- 議案第12号 宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例 ----- P 7
- 議案第13号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例 ----- P 8
- 議案第14号 工事請負契約の変更について ----- P 9
（防災・安全社会資本整備交付金事業国道218号干支大橋耐震補強工事その1）
- 議案第15号 工事請負契約の変更について ----- P 12
（防災・安全社会資本整備交付金事業国道327号（仮称）佐土の谷3号橋上部工工事）

II 報 告 事 項

- 損害賠償額を定めたことについて ----- P 15
- 県が出資している法人等の経営状況について ----- 別冊
 - ・ 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構の経営状況
【令和4年9月県議会定例会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）】
 - 地方自治法に基づく報告 P 115～P 125
 - 宮崎県条例に基づく報告 P 173～P 174
 - ・ 宮崎県道路公社の経営状況
【令和4年9月県議会定例会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）】
 - 地方自治法に基づく報告 P 1～P 6
 - 宮崎県条例に基づく報告 P 175～P 176

III その他報告事項

- 美しい宮崎づくりの推進について ----- P 16

I 議案

(議案第1号)

令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)

繰越明許費補正集計表

(単位：千円)

区 分		事業数	申請額
6月議会承認分		19 事業	9,244,698
9月議会申請分	追 加	8 事業	2,050,500
	変更(増額)	(5 事業)	860,426
		8 事業	2,910,926
合計(補正後)		27 事業	12,155,624

※変更の事業数欄の括弧書きは、6月議会承認事業数(19事業)の内数である。

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
土木費	道路橋梁費	県単特殊改良事業	千円 324,800
土木費	道路橋梁費	県単道路維持事業	26,000
土木費	河川海岸費	県単公共砂防事業	36,000
土木費	河川海岸費	県単公共急傾斜地崩壊対策事業	15,200
土木費	河川海岸費	公共海岸保全港湾事業	300,000
土木費	港湾費	公共港湾建設事業	1,052,600
土木費	都市計画費	公共都市公園事業	128,000
土木費	住宅費	公共県営住宅建設事業	167,900
計		8 事業	2,050,500

2 変 更				
款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
土 木 費	道路橋梁費	公共道路新設改良事業	2,628,760 ^{千円}	3,046,860 ^{千円}
土 木 費	道路橋梁費	公共道路維持事業	2,153,190	2,278,390
土 木 費	河川海岸費	公共砂防事業	405,400	506,220
土 木 費	河川海岸費	公共急傾斜地崩壊対策事業	398,800	535,720
災害復旧費	土木施設 災害復旧費	公共土木災害復旧事業	74,739	154,125
計		5 事業	5,660,889	6,521,315
増額 860,426千円				

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
<p>(河 川 課)</p> <p>公共土木災害復旧事業 国道 265号道路災害復旧事業 (中原地 区)</p>	<p>令和4年度から 令和5年度まで</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: right;">432,000</p>

令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)

第2表 繰越明許費			
款	項	事業名	金額
土木費	港湾費	細島港整備事業	千円 220,000
計		1事業	220,000

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

建築住宅課

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）の施行に伴い、建築基準法（昭和25年法律第201号）で定める応急仮設建築物等については、更に許可の期間を延長することが可能となる規定が追加されたことにより、条例で引用する条文の項ずれが生じたため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

使用料及び手数料徴収条例第3条第1項第421号及び第421号の2を次のとおり改正する。

	改正前	改正後
(421)	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請又は同法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 仮設建築物建築等許可申請手数料	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請又は同法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 仮設建築物建築等許可申請手数料
(421)の2	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請又は同法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築等許可申請手数料	建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請又は同法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築等許可申請手数料

3 施行期日

公布の日から施行する。

宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例

都市計画課美しい宮崎づくり推進室

1 改正の理由

「屋外広告物条例ガイドライン」(昭和39年3月27日建設都総発第7号都市総務課長通達)の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(禁止地域等及び規制地域等に表示し、又は設置できる広告物等) 第11条 次に掲げる広告物等は、第8条及び第9条の規定にかかわらず、禁止地域等及び規制地域等において表示し、又は設置することができる。	(禁止地域等及び規制地域等に表示し、又は設置できる広告物等) 第11条 次に掲げる広告物等は、第8条及び第9条の規定にかかわらず、禁止地域等及び規制地域等において表示し、又は設置することができる。 <u>ただし、第7号に掲げる広告物又はこれを掲出する物件については、規則で定めるところによりあらかじめ知事に協議してその同意を得たものに限るものとする。</u>
(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略] <u>(7) 公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物又はこれを掲出する物件であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u>

3 施行期日

令和4年10月1日から施行する。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築住宅課

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）の施行に伴い、建築基準法（昭和25年法律第201号）で定める応急仮設建築物等については、更に許可の期間を延長することが可能となる規定が追加されたことにより、条例で引用する条文の項ずれが生じたため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

建築基準法施行条例第33条を次のとおり改正する。

改正前	改正後
(仮設建築物等に対する特例) 第33条 第3章から第5章の2までの規定は、 <u>法第85条第5項若しくは第6項</u> の規定による許可を受けた仮設建築物又は <u>法第87条の3第5項若しくは第6項</u> の規定による許可を受けた建築物については、適用しない。	(仮設建築物等に対する特例) 第33条 第3章から第5章の2までの規定は、 <u>法第85条第6項若しくは第7項</u> の規定による許可を受けた仮設建築物又は <u>法第87条の3第6項若しくは第7項</u> の規定による許可を受けた建築物については、適用しない。

3 施行期日

公布の日から施行する。

工事請負契約の変更について

道路保全課

防災・安全社会資本整備交付金事業 国道218号 干支大橋耐震補強工事その1の請負契約の変更について

1 事業概要

- (1) 路線名 国道218号
- (2) 事業名 防災・安全社会資本整備交付金事業
- (3) 位置 延岡市北方町早日渡
- (4) 延長 $L = 385\text{ m}$
- (5) 幅員 $W = 6.5 (10.5)\text{ m}$
- (6) 全体事業費 約24億円

2 工事概要（耐震補強工事）

- (1) ブレーキトラス改修 $N = 1$ 式
- (2) 粘性ダンパー設置 $N = 8$ 本
- (3) 支承取替 $N = 5$ 基
- (4) 横梁補強 $N = 1$ 式
- (5) P2座屈拘束ブレース設置 $N = 28$ 本
- (6) 当板補強 $N = 1$ 式

3 工事請負契約の概要

- (1) 契約の金額 807,637,103円
変更契約の金額 892,683,677円 (85,046,574円増)
- (2) 契約の相手方 横河NS・清本特定建設工事共同企業体
- (3) 工期 令和2年3月13日から令和5年3月25日まで

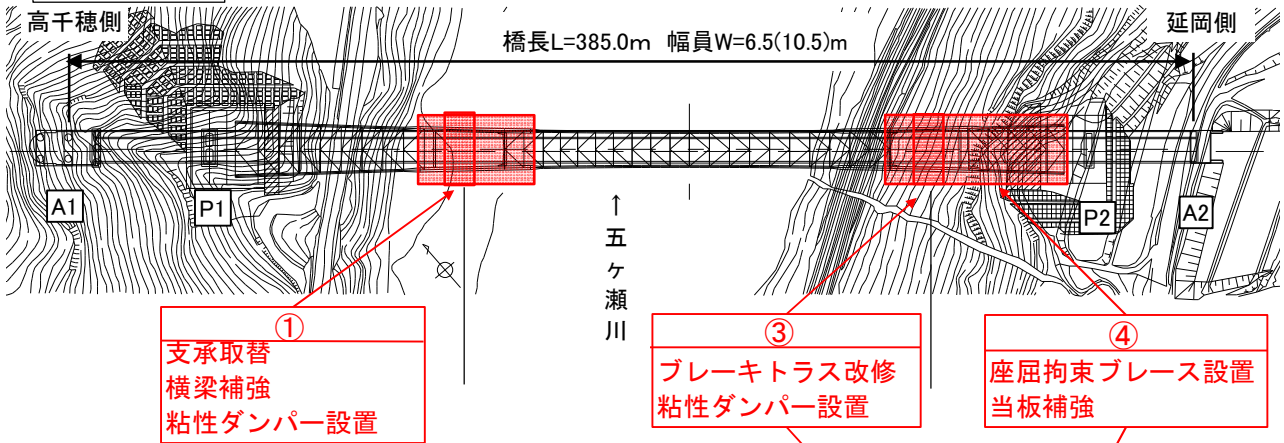
4 変更理由

工事着手時の現場計測により判明した鋼材数量の増、施工条件の変更、それらに伴う仮設材賃料日数の増などによる請負代金額の変更。

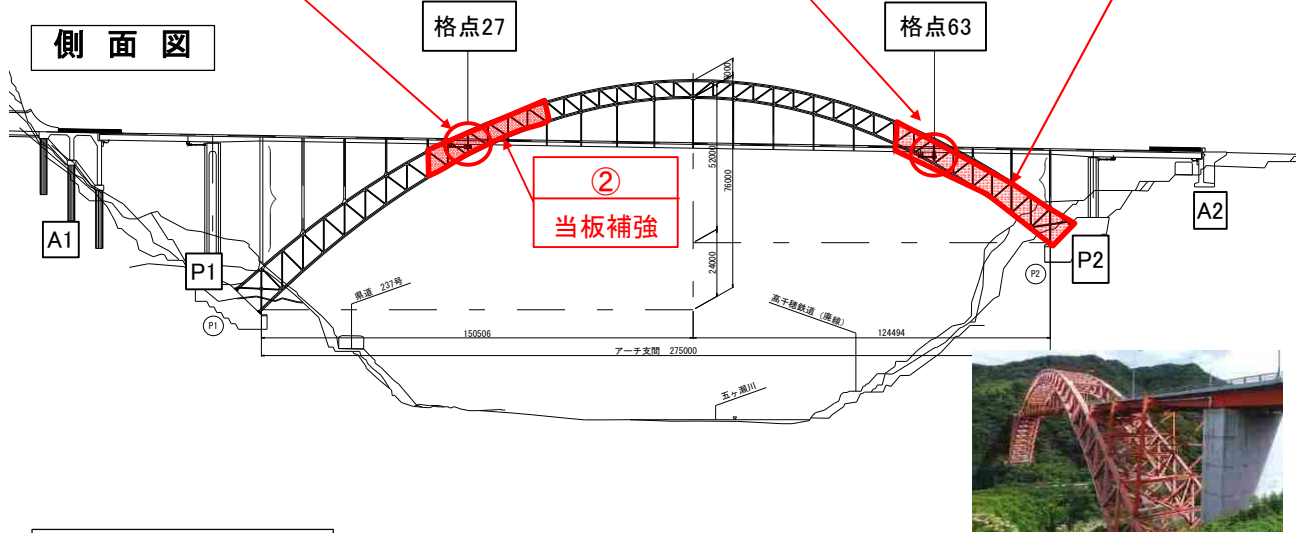


(参考資料) 議案第14号 工事請負契約の変更

平面図



側面図



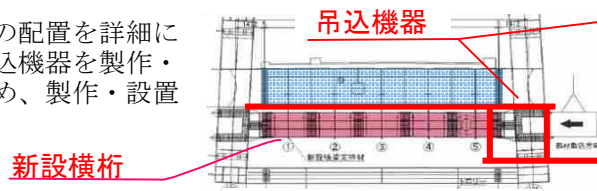
変更内容の内訳

変更項目	変更内容	増額(百万円)
① 施工条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新設横梁の吊込機器追加による増額 ・検査路等の撤去・再設置追加による増額 ・鋼材増による施工手間追加による増額 ・現場内の資材運搬手間増による増額 	31
② 塗装工	<ul style="list-style-type: none"> ・再塗装の追加による増額 	12
③ 仮設工	<ul style="list-style-type: none"> ・足場供用日数追加による増額 ・交通誘導員追加による増額 	32
④ 鋼材数量	<ul style="list-style-type: none"> ・現地検測による鋼材増による増額 	6
⑤ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・粘性ダンパーの単価スライドによる増額 	4

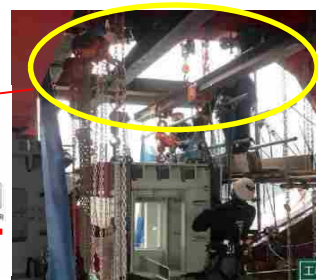
主な変更内容

- ① 施工条件の変更
1) 施工方法の変更 (横桁吊込機器の追加)

現地着手後、既設部材の配置を詳細に確認した上で、新たな吊込機器を製作・設置する必要があったため、製作・設置費用が増加した。



横桁ブロックの搬入状況



吊込機器状況

2) 施工手順の変更 (検査路等の撤去・再設置)

現地着手後、部材の配置を確認した上で、新設部材に干渉してしまう検査路等を撤去し、接触しないよう加工して再設置する必要があった。

新設部材
粘性ダンパー



新設部材と検査路配置

② 再塗装の追加

並行して補修工事(再塗装)を実施中であるが、品質確保や経済性を考慮し、今回補強した部分の再塗装を追加して施工する必要があった。



施工後

③ 仮設材設置日数の変更

施工条件の変更や資材の入手時期の遅れにより、仮設材の使用期間を延伸する必要があった。

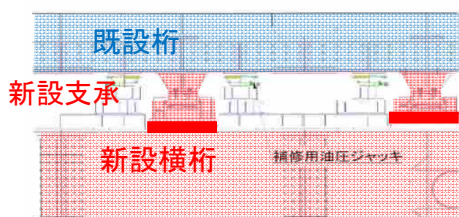


足場設置状況

・ 施工箇所③の例

工種	施工期間																						
	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月	13ヶ月	14ヶ月	15ヶ月	16ヶ月	17ヶ月	18ヶ月	19ヶ月	20ヶ月	21ヶ月		
計画工期																							
プレート加工						鋼材等製作期間						施工期間											
粘性ダンパー設置	ダンパー製作期間																						
実施工期																							
詳細調査及び追加検討	追加検討																						
プレート加工						鋼材等製作期間						施工期間											
粘性ダンパー設置										ダンパー製作期間												納入遅れ	
検査路等																			追加工事				
足場設置期間比較																							
計画																							
実施	追加検討による増																		納入遅れによる増		追加工事による増		

④ 鋼材数量の増加



調整プレート



調整プレート設置状況

耐震補強で必要となった横桁と支承間の高さを調整するための、調整プレートの追加が必要となったため、鋼材の重量が増加した。

工事請負契約の変更について

道路建設課

防災・安全社会資本整備交付金事業 国道327号(仮称)佐土の谷3号橋上部工工事の請負契約の変更について

1 事業概要

- (1) 路線名 国道327号
- (2) 事業名 防災・安全社会資本整備交付金事業
- (3) 位置 諸塚村大字七ツ山～椎葉村大字松尾
- (4) 延長 $L = 3,400\text{ m}$
- (5) 幅員 $W = 5.5(7.0)\text{ m}$
- (6) 全体事業費 約124億円

2 工事概要(仮称:佐土の谷3号橋上部工)

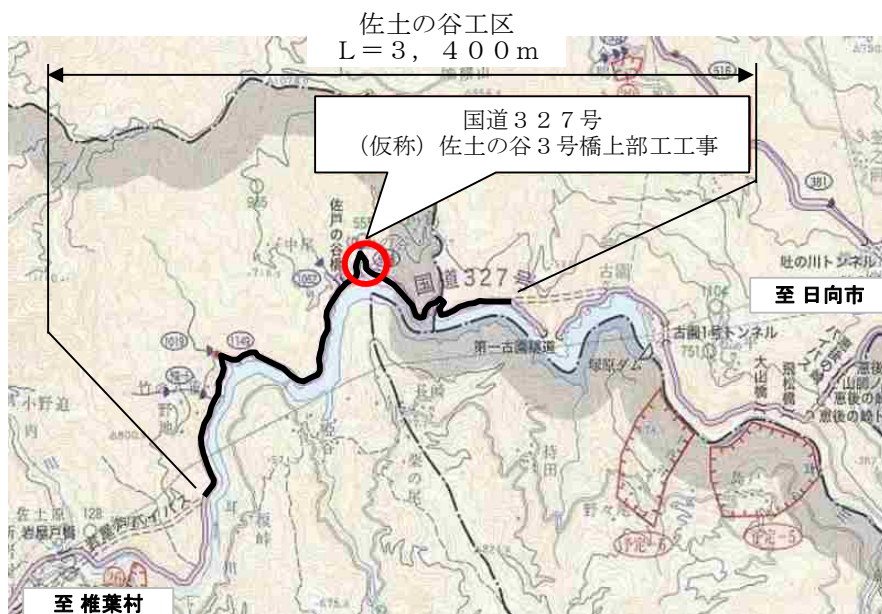
- (1) 延長 $L = 124.0\text{ m}$
- (2) 幅員 $W = 5.5(6.5)\text{ m}$
- (3) 形式 PCTラーメン箱桁橋
- (4) 架設工法 張出架設工法

3 工事請負契約の概要

- (1) 契約金額 529,859,232円
変更金額 544,398,023円(14,538,791円増)
- (2) 契約の相手方 オリエンタル白石・大和開発・旭建設特定建設工事共同企業体
- (3) 工期 令和3年3月8日から令和4年10月31日まで

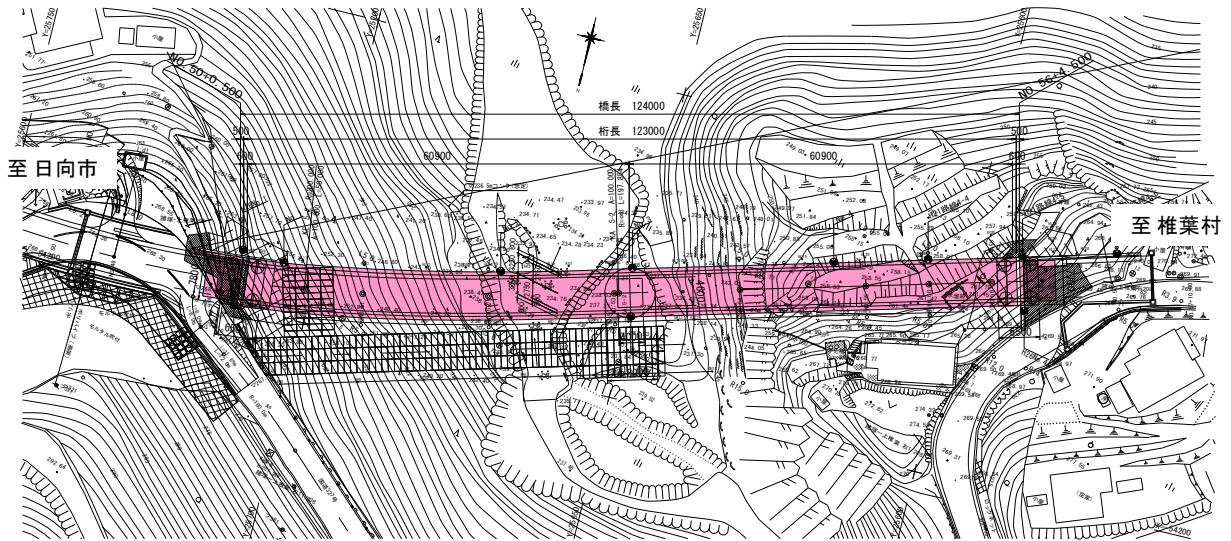
4 変更理由

週休2日工事及びインフレスライド等による請負金額の変更

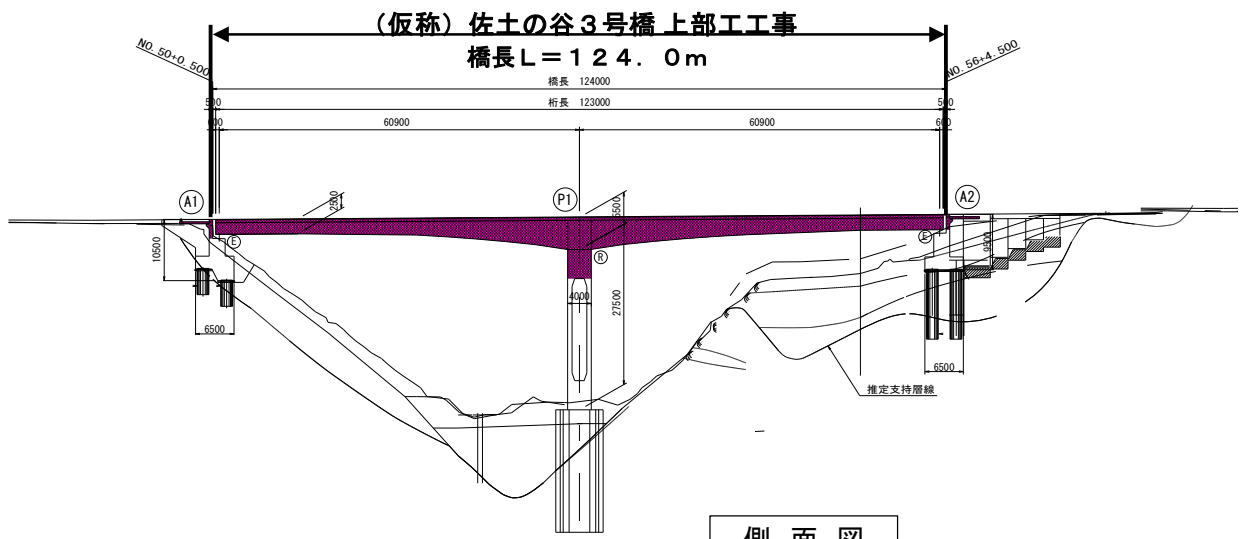


国道327号(仮称)佐土の谷3号橋上部工工事

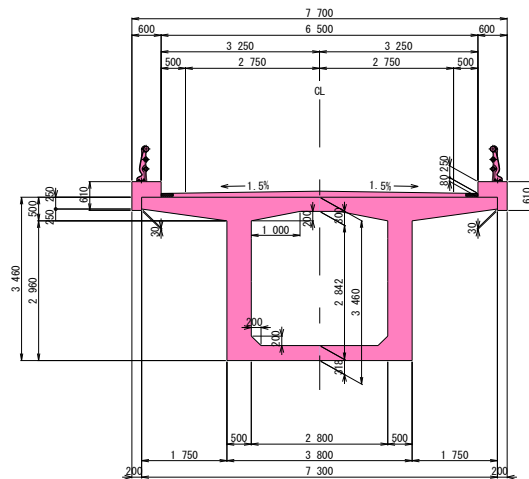
(仮称)佐土の谷3号橋 上部工工事
橋長L=124.0m



平面図



側面図



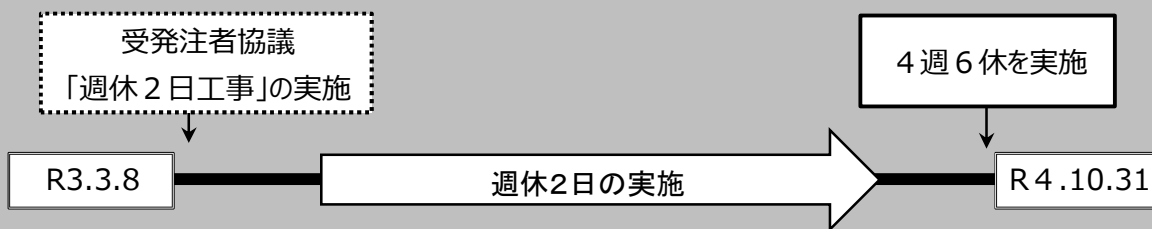
断面図

週休2日工事による変更

技術企画課より「建設工事における週休2日工事の試行について」(R2.4.1適用)

【概要】

- ・受発注者協議により、「週休2日工事」の実施の有無を決定
- ・週休2日工事において、週休2日(4週6休以上)を達成した場合に、現場管理費等を増額補正



インフレスライドによる変更

1 国からの通知

国土交通省より「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(R4.2.18)

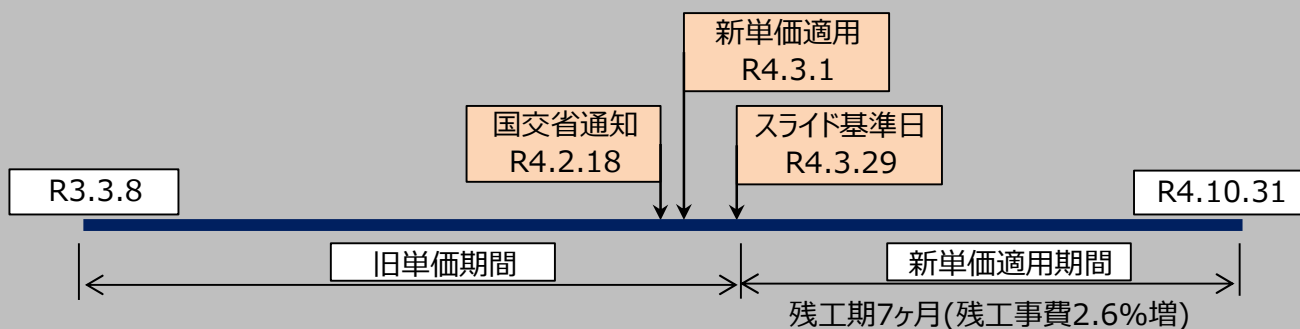
2 宮崎県の取り扱い

技術企画課より「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価等について」の運用に係わる特例措置について」(R4.3.1)

工事請負契約約款 第25条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更) 第6項
予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負額代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前項の規定にかかわらず、請負額代金額の変更を請求することができる。

【適用条件】

- (1) 残工事の工期が2ヶ月以上あること。
- (2) 新単価適用後の残工事請負額が1.0%以上増加すること。



Ⅲ その他報告事項

美しい宮崎づくりの推進について

都市計画課美しい宮崎づくり推進室

1 美しい宮崎づくり推進計画の概要

美しい宮崎づくり推進計画は、良好な景観の保全・創出・活用を通じ魅力ある地域をつくることを目的に、平成29年11月に策定。推進期間は、平成29年度から令和8年度の10年間で、特に取り組むべき3つの重点施策を推進することとしている。



2 美しい宮崎づくり推進計画の数値目標進捗状況

(令和4年3月末現在)

指標(単位)	基準年次 H28	最終目標 R8	実績 R3	進捗率(%)	担当課
景観計画策定市町村数	13	26	26	100	都市計画課美しい宮崎づくり推進室
クリーンロードみやざき推進事業協定締結団体数	160	210	214	102	道路保全課
県管理道路の沿道修景美化に関する維持管理協定の締結団体数	4	16	17	106	道路保全課
河川パートナーシップ事業参加団体数	647	670	763	114	河川課
観光入込客数(万人回)	1,533	1,652	1,013 (暫定値)	61	観光推進課

3 令和3年度の施策の取組状況

重点施策1 景観による地域のブランド力向上

(1) 価値の高い景観づくり

- ① 全市町村における景観計画の策定
- ② 市町村等による景観阻害要因の除却及び緑化による修景
- ③ 宮崎県公共事業景観形成指針に基づく公共事業の実施
- ④ 美しい宮崎づくり活動団体が実施する景観形成活動への支援

(2) 発信力の強化

- ① 未来に残したい美しい宮崎の風景の募集及び写真展の開催
- ② インスタグラムアカウントの開設及び普及啓発に係るキャンペーンの実施
- ③ 県内各地での美しい宮崎づくりパネル展による情報発信



(1)③ 自然との調和に配慮したダム工事
(木製残存型枠の採用)



(1)④ 東屋及び展望台の整備
(三股町大平公園)



(2)② インスタグラム
キャンペーン

重点施策2 景観を生かした“おもてなし”

(1) 魅力ある観光地づくり

- ① 美しい宮崎づくり活動団体による観光地の景観の磨き上げ
- ② 美しい宮崎づくり活動団体が実施する景観形成活動への支援
- ③ 地域の観光資源を生かした体験メニューの販売
- ④ 地域協議会が行う農泊推進に係る取組への補助

(2) 快適に観光できる環境づくり

- ① 道路愛護デー等における道路一斉清掃の開催
- ② 美しい宮崎づくり活動団体が実施する景観形成活動への支援
- ③ サイクルツーリズム受入環境の整備 (サイクルスタンドの設置)

(3) ビッグイベントに向けた環境づくり

- ① 空港花壇の植栽管理によるおもてなしづくり
- ② 美しい宮崎づくり活動団体等による主要アクセス道路等の沿道修景
- ③ 市町村等による景観阻害要因の除却及び緑化による修景



(1)① 景観の磨き上げ
(三股町長田峡ライトアップ)



(2)② 活動団体の取組に参加する地域の
中学生(延岡市コノハナロード)



(3)③ 地域と協働した
植栽活動 (日南市)

重点施策3 宮崎を美しくする人づくり

(1) 気運の醸成

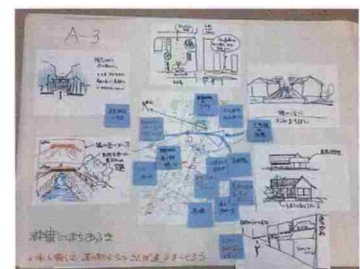
- ① 美しい宮崎づくりのつどいの開催
- ② 美しい宮崎づくり大賞等の表彰
- ③ 美しい宮崎づくり活動団体登録制度の普及

(2) 未来の景観を担う人づくり

- ① 景観まちづくりアドバイザーの派遣
- ② ガーデンツーリズム制度説明会
- ③ カメラ講座の開催

(3) 連携体制づくり

- ① 景観形成促進機構のノウハウを活かした景観啓発事業
- ② 美しい宮崎づくり活動団体が行う景観形成活動への支援



- (1)② 美しい宮崎づくり大賞等表彰式 (2)② ガーデンツーリズム制度説明会 (3)① 地域住民と考える景観まちづくり

4 今後の取組について

(1) 「美しい宮崎づくり推進計画」の更なる推進

本県で開催される様々なイベントを見据え、関係部局や市町村との連携を強化し、観光地の磨き上げや受入環境の整備、アクセス道路の沿道修景などを計画的に推進していく。

(2) 発信力の強化

インスタグラムなどのSNSを活用し、本県の美しい景観を県内外に発信していく。また、関係部局と連携し、ユネスコエコパークや世界農業遺産をはじめとした美しい宮崎づくりにつながる情報を積極的に相互に発信する。

(3) 美しい宮崎づくりを支える人材育成の推進

美しい宮崎づくりを県民一丸となって進めていくために、子ども達に対する学習機会の提供を中心に県民向けの啓発事業を実施し、より一層の気運の醸成につなげる。